

川口市認可外保育施設利用料補助金の交付対象世帯確認書

※住民税の賦課期日については、4月から8月利用分までは**前年度**
9月から3月利用分までは**今年度**の賦課期日を指します。

→ YES
- - - NO

お子さんが補助の対象となる認可外保育施設を利用している。

お子さんと保護者が川口市の住民基本台帳に記録され、川口市内に居住している。

補助金対象月までに保護者が教育・保育給付認定(2号または3号)を受けている。

認可外保育施設の利用料を滞納していない。

対象期間にお子様認可の保育施設に在籍していない。(一時預かりの利用を除く)

当該補助金の交付対象とはなりません。

お子さんのクラス年齢が0~2歳児である。

当該補助金の交付対象とはなりません。
幼児教育・保育の無償化の対象となりますので、詳細については川口市の幼児教育・保育無償化ホームページをご覧ください。

対象年度(年分)の住民税申告または確定申告を行っている。

申告がお済みでない方は、賦課期日時点で住民登録のある自治体で、申告を行っていただく必要があります。
※未申告の場合は、当該補助金の対象とはなりません。
(ただし、生活保護を受給している世帯を除く)

保護者について、対象年度の住民税が課税されている世帯である。

保護者の合算所得額が33万円未満のため非課税であるが、同居している祖父母がおり祖父母について対象年度の住民税が課税されている。

賦課期日時点で、川口市に住民登録があった。

当該補助金の交付対象とはなりません。
幼児教育・保育の無償化の対象となるため、詳細は川口市の幼児教育・保育無償化ホームページをご覧ください。

当該補助金の対象となります。
当該補助金の「交付申請書兼請求書」をご提出ください。

当該補助金の対象となります。
当該補助金の「交付申請書兼請求書」および、対象年度の「市民税が課税されていることを証明する書類」をご提出ください。



←QRコードを読み取っていただく
と「川口市認可外保育施設利用料補助金」
に関するページが開きます。

■ 補助金に関する問い合わせ先

川口市子ども部保育幼稚園課入所係
048-258-4097 (直通)